

## 警察庁訓令第 1 号

疑わしい取引に関する情報取扱細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 2 月 5 日

警察庁長官 吉村 博人

疑わしい取引に関する情報取扱細則の一部を改正する訓令  
題名を次のように改める。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する細則

第 1 条第 1 項を次のように改める。

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（以下「犯罪収益移転防止管理官」という。）は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第 9 条第 4 項の規定による国家公安委員会への通知があったときは、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第14条第 2 項各号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）別記様式第 1 号から第 4 号までに掲げる記載事項に不備がないかどうかを確認しなければならない。

第 1 条第 2 項中「主務大臣」を「行政庁又は主務大臣」に改める。

第 2 条中「規則第 8 条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第 9 号）第 9 条」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年 3 月 1 日から施行する。